

# 定 款

株式会社 湘南ベルマーレ

平成 3 1 年 4 月 1 日 変 更  
平成 3 0 年 1 1 月 2 1 日 変 更  
平成 2 7 年 4 月 2 9 日 変 更  
平成 2 6 年 4 月 2 8 日 変 更  
平成 2 2 年 4 月 2 5 日 変 更  
平成 2 2 年 1 月 1 9 日 変 更  
平成 1 8 年 7 月 2 7 日 変 更  
平成 1 5 年 4 月 1 3 日 変 更  
平成 1 3 年 4 月 2 2 日 変 更  
平成 1 1 年 1 1 月 3 0 日 公 証 人 認 証  
平成 1 1 年 1 2 月 8 日 会 社 成 立



# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社湘南ベルマーレと称し、英文ではShonan Bellmare Football Club Ltd. と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。

1. サッカークラブの運営
2. サッカー試合の開催・運営
3. スポーツクラブおよびスポーツ教室の企画・指導・運営およびコンサルティング
4. スポーツ競技およびスポーツに関する催し物の企画・運営および管理
5. サッカー競技場等スポーツ施設の保有・運営および管理
6. サッカーその他のスポーツ選手および指導員の育成
7. スポーツ活動に関する調査・研究および出版業務
8. スポーツに関するキャラクター商品（個人的な名称や特徴を有している人物、動物の画像を付けたもの）の企画および著作権・商標権・意匠権の管理業務ならびにスポーツ用品及び玩具の輸出入・製作・売買および賃貸
9. スポーツに関する音楽・映像を録音・録画したカセットテープ・ビデオテープ等の商品の企画・製作・販売および賃貸
10. プロサッカー選手のマネジメント業務
11. 広告および宣伝業
12. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県平塚市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、取締役会及び監査役並びに会計監査人を置く。

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第8条 当社の発行する株式は1株券、4株券、10株券、20株券、40株券、80株券、100株券、160株券及び320株券の9種類とする。

(株式の譲渡制限)

第9条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主割当による新株発行)

第10条 当社は、株主に対する株式の割当に関する事項の決定を取締役会の決議をもって行なう。

(名義書換)

第11条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

1. 譲渡による株式の取得の場合には、株券
2. 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券

(質権の登録及び信託財産の表示)

第12条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第13条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書類による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。株券の喪失によりその再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の製本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第14条 前3条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第15条 当社は、毎事業年度末の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2. 前項の規定にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することが出来る株主とすることができる。

(株主の住所等の届出)

第16条 当社は株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所、及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

### 第3章 株 主 総 会

(招集及び招集地)

第17条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、

必要に応じて招集する。

2. 招集地は、本店所在地又は、神奈川県平塚市において開催する。

(議長)

第18条 株主総会の議長は社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第19条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

#### 第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第20条 当社の取締役は15名以内とし、監査役は5名以内とする。

(取締役及び監査役並びに会計監査人の選任方法)

第21条 当社の取締役及び監査役並びに会計監査人は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役並びに会計監査人の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

2. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、他の在任監査役の任期の満了する時までとする。

3. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

4. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会で再任されたものとみなす。

(取締役会の招集及び議長)

第23条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、会長1名ならびに副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第25条 代表取締役は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。

2. 取締役会の決議により、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を示したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(評議会の設置)

第27条 当会社には、諮問機関として湘南ベルマーレ・スポーツ評議会を置く。その組織・権限及び規約については別途定める。

(報酬)

第28条 取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第29条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第30条 当会社は、毎年3月31日現在における株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

2. 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第31条 当会社は設立に際して株式の総数は、額面株式4,820株とし、その発行価額は1株につき5万円とする。

(最初の営業年度)

第32条 当会社の最初の営業年度は、当会社設立の日から平成12年1月31日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第33条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

(発起人の氏名、住所及び引受株数)

第34条 発起人の氏名、住所及び発起人が引受けた株式の数は、次のとおりである。

発起人：株式会社 フジタ

取締役社長 田村 宏明

住所：東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目6番15号

引受株式数：額面株式 4,820 株

(効力)

第35条 第3条の規定は、平成12年1月31日より効力を発する。

以上

令和 4 年 10 月 12 日  
この定款は原本に相違ありません  
神奈川県平塚市中堂 18-8E 棟 3F  
株式会社 湘南ベルマーレ  
代表取締役 眞壁 潔